

## 本号で公布された条例のあらまし

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）  
（税務課）

### 一 趣旨

法人の県民税の法人税割について、超過税率を課する特例期間を延長する。

### 二 内容

超過税率を課する特例期間を五年間延長し、令和十三年一月三十一日までに終了する事業年度分までとする。

### 三 施行期日

公布の日